練馬区の児童･生徒のインターネット･携帯電話等の利用に関する調査について

資料９

１　目的

　　携帯電話やスマートフォンの所有状況や使用状況等の実態をつかむことで、ネットいじめ等に対する区の施策や学校での指導に資する基礎資料とする。

２　内容

　（１）＜児童･生徒用＞

携帯電話およびスマートフォン等の所持と意識について

①　使用や所持に関する状況、購入の時期について

②　使用方法や家庭でのルール･約束について

③　ネット上のトラブルの状況について

　（２）＜保護者用＞

携帯電話およびスマートフォン等の使用状況と意識について

　　　　①　使用や所持に関する状況、購入の経緯について

②　家庭でのルールづくりについて

③　子供の使用状況の把握と安全指導･安全管理について

　（３）＜教師用＞

携帯電話およびスマートフォン等による問題と意識について

　　　　①　ネットいじめ

　②　課金などの金銭トラブル

　③　性被害

３　対象

　（１）小学校第４学年の児童から中学校第３学年（小中一貫教育校は第９学年）の生徒

　（２）（１）の保護者

　（３）小学校および中学校の教員（生活指導担当の教員９９人）

　　（１）と（２）については、練馬区の８地区（豊玉・開進・練馬・光が丘・石神井東・石神井西・大泉東・大泉西）より、小学校および中学校各８校の計１６校を選出し、各学年２学級の児童･生徒およびその家庭に協力を依頼する。（標本数は約1000を予定）

　　（３）については、練馬区内の全小中学校から生活指導を担当する教員各校１名に回答依頼する。

４　実施時期

　　平成２７年１１月２日（月）より平成２７年１１月２０日（金）

５　回収・集計時期

　　平成２７年１１月２１日（土）より平成２７年１１月３１日（月）

６　結果について

　　平成２７年度いじめ等対応支援チーム第２回会議（１２月を予定）において、結果を報告し、対応を協議する。

７　集計および分析方法について

単純集計とともに、仮説に基づいたクロス集計を適宜行う。

８　予想・仮説について

（１）インターネット環境は児童生徒にとってどの程度身近なものとなっているのか。（多くの児童生徒にとって身近なものとなっているだろう）

（２）家庭でのルールづくりが、家庭で十分に機能しているのか。

　　　→購入時期とルールづくりについては、相関関係があるのではないか。

　　　→インターネット上のトラブル経験とフィルタリングやルールづくりとは相関関係があるのではないか。

（３）子供たちは、ネット上のトラブルにどの程度接しているのか。

　　　（ルールのない児童･生徒は、その危険に会う可能性が高いだろう）